

甲府市農業委員会 6 月定例総会議事録

1. 日 時 平成 29 年 6 月 30 日（金曜日）午後 3 時 00 分から 4 時 30 分

2. 会 場 ホテルクラウンパレス甲府

3. 出席委員（31 名）

会長・西名武洋 会長職務代理者・山本光信 会長職務代理者・田中寿雄
委 員

1 番 山中 和男 2 番 森 信二 3 番 向山 章夫 4 番 柳澤 榮
6 番 保坂 敬夫 7 番 植田 泰 8 番 花形 満寛 10 番 植田 年美
11 番 長田 淳 12 番 萩原 為仁 14 番 井田 慶喜 15 番 福島 昌之
16 番 大塚 義久 17 番 飯沼 博 19 番 堀井 公雄 20 番 柿嶋 敦
22 番 土屋三千雄 23 番 桑本袈裟康 26 番 土屋 正人 27 番 三神富太郎
28 番 窪田 勝 29 番 關野 登 30 番 長塚 吉夫 31 番 芹澤 章
32 番 萩原 斉 33 番 長田 孝夫 34 番 萩原 靖彦 35 番 中川 貴子

4. 遅刻委員（0 名）

5. 欠席委員（4 名）

9 番 米永 健治 18 番 宮沢 幸洋 21 番 五味 一豊 25 番 土橋 吉次

6. 職務のために出席した農業委員会事務局職員の職氏名

事 務 局 長 青木 進
農地係 係 長 田中 紀雄
係 長 佐野 慶一
主 事 一ノ瀬 匠
振興係 係 長 岡 正己
技 師 吉澤 雅貴

6. 議 案

議案第 1 号 農地法第 3 条による競・公売適格証明願いについて
議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について
議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
議案第 4 号 平成 29 年 7 月告示分農用地利用集積計画について
議案第 5 号 平成 30 年度農業行政施策に関する提言について

議案第 6 号 地域農業マスタープランの見直しについて

報告案件

- 報告第 1 号 山梨県農業会議への諮問結果について
- 報告第 2 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出について
- 報告第 3 号 農地法第 4 条の規定による届出について（市街化区域届出）
- 報告第 4 号 農地法第 5 条の規定による届出について（市街化区域届出）
- 報告第 5 号 農地法第 5 条の規定による届出後の計画変更について（市街化区域届出）
- 報告第 6 号 農用地利用集積計画の解約について

午後 3 時 0 0 分 開会

○事務局（田中係長）

それでは、ただ今から、平成 29 年度 6 月定例総会を始めます。

本日の会議は、定数 35 名中 31 名が出席し過半数に達しておりますので、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により、この会議が成立していることをご報告いたします。

総会に先だち、会長より「あいさつ」をいただきます。会長よろしく願いいたします。

○議長（西名会長）

こんにちは、お忙しい中 6 月の定例総会にご出席いただきありがとうございます。

《以下 挨拶 略》

○事務局（田中係長）

ありがとうございました。

それでは、甲府市農業委員会総会会議規則により、会長が議長を務め会議を進めて参ります。

会長よろしく、お願いいたします。

○議長（西名会長）

ただ今から、甲府市農業委員会 6 月定例総会を、農業委員会等に関する法律並びに甲府市農業委員会総会会議規則により、会議を進めて参ります。

最初に、6 月定例総会の議事録署名委員ですが、11 番の長田 淳委員、それから 12 番の萩原爲仁委員のお二人をお願いを致します。

それでは、議事に入ります。

本日は、総会進行の都合により、議案第 6 号地域マスタープランの見直しについてを最初の議題とします。

○議長（西名会長）

つぎに14番から17番の案件は、中道地区の案件ですので、14番から16番を土屋三千雄委員にお願いします。

それから、17番は、土屋正人委員、説明してください。

○中道地区委員（土屋三千雄委員）

それでは、14番から16番の案件について説明します。

先ほど、事務局で詳細に渡って説明があったとおりです。よろしくご審議のほどお願いします。

○中道地区委員（土屋正人）

17番の案件ですが、事務局の説明のとおりです。第2種農地ということで、何ら問題はないと思います。よろしくご審議のほどお願いします。

○議長（西名会長）

地元委員から説明が終わりました。これから質疑に入ります。ご質問・意見のある方はお願いします。

《 質問・意見無し 》

○議長（西名会長）

意見も無いようですので、採決に入ります。議案第3号の案件について、賛成される方は挙手をお願いします。

《 全員挙手 》

○議長（西名会長）

全員の賛成をいただきました。

それでは、議案3号の内1番、2番、5番～11番、15番、16番の案件は1,000㎡以上の案件となりますので、許可相当ということで、県農業会議に諮問して参ります。

それ以外の案件は、1,000㎡未満の案件ですので、許可証の交付をしまします。次に関連がありますので、報告第1号から第5号についての報告を受けたいと思います。事務局より説明してください。

○事務局（佐野係長）

それでは、報告事項の説明をいたします。まず議案書9ページからご覧ください。先月の総会案件のうち、4条及び5条の申請について山梨県農業会議へ諮問をした結果、いずれの案件も許可相当との答申を受けました。

次のページからは平成29年5月23日から6月20日までに受理しました各種の届出を掲載しております。それぞれの転用目的や農地の所在・届出人等につきましては、議案書に記載のとおりであり、受理通知につきましては、事務局長の専決により交付済みとなっております。

以上でございます。

○議長（西名会長）

事務局から報告が終わりました。このことにつきましては、報告事項でございますが、皆さんからご意見、ご質問がありましたらお願いします。

《 質問・意見なし 》

○議長（西名会長）

それでは、質問・意見も無いようですので、この報告第1号から5号については、ご了承願いたいと思います。

それでは、つぎに、議案第4号、平成29年7月告示分農用地利用集積計画についてを議題とします。

それでは、議案第4号の案件について、事務局より説明してください。

また、関連がありますので、報告案件第6号についても、併せて報告してください。

○事務局（吉澤技師）

今月の案件は、所有権移転1件、新規設定3件、再設定4件、計8件の申出がありました。

議案書は、20ページからになります。こちらの表は、所有権移転です。

中道北地区からの申出がありまして、合計面積は643㎡です。

1ページおきまして、22ページ。こちらの表は、新規設定です。

中道北、中道南地区からの申出がありまして、合計面積は5,197㎡です。中段の表を見ますと、平成29年度の目標面積108,400㎡に対し、設定面積は42,731㎡となり、達成率は39%となります。

続いて、23ページ。こちらの表は、再設定です。

里垣、二川地区からの申出がありまして、合計面積は8,847㎡です。中段の表を見ますと、平成29年度の目標面積338,200㎡に対し、設定面積は47,017㎡となり、達成率は14%となります。

それでは、ページはもどりまして、21ページになります。

21ページ1番申請地は白井町にある農地1筆で白井町東集会所より約〇〇m〇〇に位置する農地です。

移転する農用地及び・移転する者・移転を受ける者は記載のとおりであります。

譲受人は〇〇歳、〇〇〇と〇〇〇に自作地・借入地を有し、〇〇〇〇の世帯で〇〇〇〇〇〇〇〇しております。

この農地の所有権移転については、譲受人の〇〇が、譲渡人より、農地を売買したいと話の相談を受け、〇〇〇〇を考えていた譲受人へ話をし、所有権移転を行うこととなった。

譲受人が取得した後は〇〇〇〇〇〇〇〇するとのことです。

続きまして、24ページ1番～3番は新規設定となります。

1番2番は新規就農者の案件であり、借り手が同一なので合わせて説明します。

借り手はいずれも、記載のとおり同一であり、貸し手及び所在、地目、面積、利

以上、全ての案件の買手及び、借手の経営地は、利用権設定に必要な下限面積また、農作業従事日数を超えており、耕作に供すべき農用地のすべてを効率的に利用しております。

これらを踏まえ、甲府市の農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に適合していることから、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項による買手及び、借手の要件を満たしております。

以上の案件であります。

○議長（西名会長）

事務局から議案第 4 号の案件について説明がありました。

ここで、地元委員から説明が必要な案件があります。これは所有権移転や新規就農者及び法人が関係する案件若しくは特殊な案件について原則説明をいただくこととしております。

それでは、所有権設定の 1 番の案件につきまして、中道地区の土屋三千雄委員より補足の説明をお願いします。

○中道地区委員（土屋三千雄委員）

1 番の案件ですが、所有権を受ける方が、是非〇〇地区で果樹を経営したいということで、双方合意で、所有権を譲り受けることになりました。

よろしくご審議のほどお願いします。

○議長（西名会長）

つづきまして、利用権設定 1 番と 2 番の案件については、新規就農者の案件ですので、中道地区の長塚委員、補足説明をお願いします。

○中道地区委員（長塚委員）

事務局の説明の通りで、何ら問題ありません。よろしくご審議のほどお願いします。

○議長（西名会長）

つづきまして、利用権設定 3 番の案件については、解除条件付一般法人の案件ですので、中道地区の長田委員、補足説明をお願いします。

○中道地区委員（長田委員）

3 番の案件の申請人につきましては、既に何回か総会にかかっておりまして、全て認めております。今回も事務局の説明のとおり何ら問題はないので、よろしく願いいたします。

○議長（西名会長）

地元委員より、補足説明が終了しました。

質疑にはいりません。ご質問、ご意見がある方は、ご発言ください。

《 質問・意見無し 》

○議長（西名会長）

それでは、意見もないようですので、採決にはいりません。

それでは、議案第4号ご賛成される方は挙手をお願いします。

《 全員挙手 》

○議長（西名会長）

全員の方の賛成をいただきましたので、議案第4号につきましては、決定をしまいたします。

また報告第6号については、報告事項ですので、ご了承願いたいと思います。

つぎに、議案第5号 平成30年度山梨県行政施策に関する提言等についてを議題とします。

事務局で、説明をお願いします。

○事務局（岡係長）

議案第5号になります。

平成30年度山梨県行政施策に関する提言等についてを説明します。

今年度につきましては、様式を変更しまして、横軸に項目。課題、改善策並びに、新たな施策という三項目を設けました。一つ目の項目としては、農地の有効利用対策について、課題については、農地台帳による農地情報の整備についてです。

それでは、朗読します。

《 平成30年度山梨県行政施策に関する提言等について 以下朗読 》

以上です。

○議長（西名会長）

事務局より、平成30年度山梨県行政施策に関する提言等についての内容の説明があったところです。

これは、過日、各ブロック会議を行ないまして、各委員から出た意見を集約し、まとめ方のスタイルとしては、新しい形で、完結明瞭にさせていただくという経過です。

いかがでしょうか。

○柿嶋委員

一点だけ説明願います。農地の有効利用対策ということで、農地の情報開示システムフェイズ2のことです。国が求める内容に至っておらずという点ですが、具体的には、何が至ってないのでしょうか。

○議長（西名会長）

事務局で説明願います。

○事務局（佐野係長）

実は、4月から旧システムで管理しているのですが、1月の末で締めたデータを預かって、元のシステムに移行したのですが、移行しただけで、システムの説明会もなく、上位機関の農業会議も使用方法がわからない状況です。取扱い説明書もあるのですが、誤った操作した場合の取り消しも上手くいきません。

農地ナビの連携機能の土地の分筆も上手く機能せず、全国的にも思うように操作ができていない状況です。

現在は、旧システムと新システムを平行で使用する予定ですが、旧システムは完

全に整備できているので、実務的には問題はありません。

○柿嶋委員

理解できました。山梨県だけで発生している問題かなと思いましたが、全国的な問題であることがわかりました。

新規就農者は見ると思いますので、その辺を考えました。

○議長（西名会長）

現状を説明していただきました。このことは、早急に対応していただきたい。

強くこの項目はお願いしたいと思います。

植田委員をお願いします。

○植田委員

喫緊な課題を提言できるいい機会だなと思います。

ただ、文章的に、中間管理機構では、「必要である。」というところととめている。

また、他のところでは、「要望します。」でとめている。この辺の文章的なことは、推敲されるということで、よろしいでしょうか。このまま提出するとインパクトがなくなると思います。その点はいかがでしょう。

○議長（西名会長）

事務局で、今のご指摘について説明してください。

○事務局（岡係長）

その点は、事務局で、手を入れます。

○植田委員

会長、もう一点ですが、農業と障害者の取り組みの連携ですが、ブロック会議で提案をさせていただいた経緯があるのですが、障害者というのは、甲府市の場合に害の字をひらがな表示にしようとして4年前から議会でも本会議で提案させていただき統一していると認識しております。条例、条文では、漢字表記しますが、今回の場合はひらがな表記のほうがよろしいのではという感じがしますので、確認したいのですが、いかがでしょう。

○事務局（岡係長）

わかりました。今いただきましたご意見を十分考慮して、提出したいと思います。

○議長（西名会長）

植田委員よろしいでしょうか。

○植田委員

はい、ありがとうございました。

○議長（西名会長）

他には、いかがでしょう。

文書にまとめると適正でない言い回しもあります。気がついたら指摘をお願いします。

○山本会長職務代理

農地利用対策の中の再生不可能な農地の扱いについての項目ですが、これは非常に大切なことだと思います。既に山林になっているものが、そのまま畑となって表示され残っている。分母を減らすためには、重要な方法ではないかと思います。

地目変更をするには、登記しなければならない。登記は簡単ではないし、費用もかかってしまいます。相続等の課税問題もある。これは、国税ですので、国との関連を行政間で調整し行っていないと難しい問題がでてきます。

必要なことですが、難しいです。事務局でもできるだけ積極的に国との連携で進めていただきたいと思いますので、検討しながら進めていただきたいと思います。

○議長（西名会長）

難しい問題ですが、早急に進めていかなければならないと考えています。

局長から取り組みについて、説明をお願いします。

○事務局（青木事務局長）

再生不可能な農地の扱いについては、昨日、公表されましたが、全国では、九州と同じ面積、若しくはそれ以上に所有者不明な農地があります。山梨県でも山林とか農地については、20パーセント以上がそういう状況です。

特に、田とか畑が再生不可能な農地となっているといつまでも農業関係の足かせになってしまうという状況にあります。そこで、山本職務代理が言っていたように、農地から外せば、その足かせが外れるということです。甲府市では、農地再生担当という課を4月におきまして、今現在農地がどうなっているのかという調査を行っています。

この調査が、一段落したら、今度は農業委員会とともに今後どうして行くのか、意向調査を行っていくことを予定しています。その後その農地を今後も農地として利用していくのか、或いは利用不可能なところについては、非農地化を進めていこうということで、来年度から農地全体を分けるよう着手できると思います。

今後は農地的土地利用を図れない土地については非農地にしましょうということを考えています。ただ、農業委員会で非農地証明を出せば、地目変更ができるのではなく、段階をおっていかなければなりません。

それを、県も国も簡単にできるような方向に進んでいますがなかなか難しい状況です。

今後、市としても、国や県から情報を収集し、現状を把握しながら対応していきたいと考えています。以上です。

○議長（西名会長）

よろしいでしょうか、他にはいかがですか。

《 意見無し 》

○議長（西名会長）

それでは、無いようですので、平成30年度山梨県行政施策に関する提言等について、賛成の方は挙手をお願いします。

《 全員挙手 》

○議長（西名会長）

全員の方の挙手をいただきましたので、平成30年度山梨県行政施策に関する提言等について、県農業会議に提出してまいります。

以上で、6月の定例会の審議は終了しました。

委員の皆さんもご協力に感謝しまして、議長の席を降ろさせていただきます。ご
くろうさまでした。

午後4時30分 閉会

なお、総会終了後事務局から次の事項の事務連絡が行われた。

- (1) 7月の行事予定について (庶務、農地係 振興係)
- (2) 甲府市企業誘致条例の一部改正について (農政課 保坂課長)

会 長 _____ 印

議事録署名委員 _____ 印

議事録署名委員 _____ 印